

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 懸賞付き定期預金の税金

Q：私は、懸賞付き定期預金にお金を預けました。懸賞が当たった場合、税金はどうなるのでしょうか。

A：懸賞付き定期預金とは、定期預金の預金者に抽選により賞金が当たるといふ預金のことです。

「懸賞」といいますとクイズの賞金などが思い浮かべますが、所得税ではこれは一時所得として取り扱われます。一時所得には50万円の特別控除がありますので、実質50万円までは無税となります。

また、50万円を超えても、課税対象となる金額は超えた金額の2分の1で済みます。

よって、懸賞付き定期預金の賞金も一時所得に該当するかのように思われがちですが、平成7年度の税制改正により、所得税15%、住民税5%の源泉分離課税として取り扱われることとなります。

例えば5万円の賞金なら今までは税金は0円でよかったところが、改正後は賞金5万円に対して税金は20%の1万円になるということです。

手取り額が減って少々残念な気もしますが、とかく人はくじが好きなようです。

